

在宅難病患者家族支援のための

ハンドブック

(第2版)



愛知県清須保健所

も く じ

1	指定難病医療費助成制度について	1
2	相談窓口	4
3	患者・家族の会	6
4	サービスの種類と内容	8
5	手当	21
6	年金等	24
7	就労	26
8	ヘルプマーク	27
9	災害に備えて	28
10	参考資料	
	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病	32
	令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧	35
	主な非常持ち出し用品と備蓄品チェックリスト	38

〇難病とは

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない稀少な疾患であって、その疾患にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と示されています。

〇指定難病とは

難病のうち患者数が国内において厚生労働省で定める人数に達せず、かつ、診断に関して客観的な指標による一定の基準が定まっていること、その他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、患者の置かれている状況からみて患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定する疾患で、医療費助成の対象となります。

1 指定難病医療費助成制度について

指定難病のうち、その病状の程度が一定以上である方に、医療費の自己負担分の一部を補助しています。この制度は、医療費の負担軽減という福祉的な目的だけでなく、患者様の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進するという目的も併せ持っています。

(1) 対象者

- ア 指定難病（P.32～34参照）で当該疾病の程度が一定以上である方
イ アに該当しない場合で、申請を行った月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月（※）が3か月以上ある方（**軽症高額該当**）

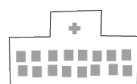
※医療費総額が 33,330 円を超える月とは

- 医療保険の自己負担割合が3割の場合：医療費自己負担額が 10,000 円を超える月
- ・ // 2割の場合： // 6,670 円を超える月
- ・ // 1割の場合： // 3,330 円を超える月

(2) 給付内容

医療給付	介護給付
※受給者証に記載されている疾病に係るもののみ ・ 診察 ・ 薬剤の支給 ・ 医学的処置、手術及びその他の治療 ・ 居宅における療養上の管理及び その治療に伴う世話その他の看護 ・ 病院又は診療所への入院及び その療養に伴う世話その他の看護	・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション （医療機関が行うものに限る） ・ 居宅療養管理指導 ・ 介護療養施設サービス ・ 介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション （医療機関が行うものに限る） ・ 介護予防居宅療養管理指導

(3) 指定医・指定医療機関



臨床調査個人票（診断書）を作成できる医師は、都道府県が指定した医師に限られます。また、本制度の給付が受けられる（受給者証が使用できる）のは、都道府県が指定した医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）に限られます。

県が指定した指定医・指定医療機関は、県のホームページに掲載されています。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/tokuteisikkan-sitei.html>

(4) 給付期間

給付期間は、保健所が申請を受理した日から、次に迎える9月30日までです。ただし、7月1日から9月30日までの間に保健所が申請を受理した場合は、翌年9月30日までになります。

※新規申請、更新申請ともに、申請から新しい受給者証をお送りするまでに2～3か月かかります。**更新申請は、早めに行うことをお勧めします。**

※新規申請後、申請が認定された場合、申請日から受給者証が届くまでにかかった医療費のうち、自己負担額以上の医療費は払い戻しとなります。領収書を保管しておいてください。

(5) 月額自己負担上限額の算定

本制度では、医療保険上の世帯の市町村民税（所得割）額に応じて、自己負担上限額（月額）が設定されます。設定された自己負担上限額を超えた部分が医療費助成の対象です。医療機関を受診される際は、**受給者証とともに自己負担上限額管理票を提示**してください。

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割（1割の方は1割のまま）		
			自己負担上限額（外来＋入院＋薬代＋介護給付費）		
			一般	高額かつ長期※1	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 （世帯）	本人年収　～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収　80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税　課税以上 7.1 万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税　7.1 万円～25.1 万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税　25.1 万円以上		30,000	20,000	
入院時食事療養費・生活療養費			全額自己負担		

※1 「高額かつ長期」とは、指定難病に係る医療費総額が50,000円を超える月が年間6回以上ある方

(6) 申請時に窓口へお持ちいただくもの

- ア 臨床調査個人票（診断書）
 - イ 世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）
 - ウ 患者本人の個人番号（マイナンバー）が記載されたもの
 - エ 健康保険証（※）
 - オ 市町村民税の課税状況が確認できる書類（※）
 - カ 受療を希望される医療機関・薬局・訪問看護事業所の名称、所在地を確認できるもの
- ※ エ 健康保険証、オ 課税証明の必要な方の範囲はお問い合わせください。

【問合せ先】

窓 口	担当課	電話番号
清須保健所	総務企画課	052-401-2100（代表）

(7) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を装着している指定難病の方は、医師が必要と認めた場合、診療報酬の枠とは別に訪問看護を受けることができます。

ア 対象となる方

指定難病により在宅で人工呼吸器を装着しており、医師が診療報酬対象外の訪問看護を必要と認めた方

イ 内容

診療報酬の枠（5回/週 年間260回）とは別に、公費助成で訪問看護（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等による）が受けられます。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
清須保健所	総務企画課	052-401-2100（代表）



2 相談窓口

(1) 清須保健所

難病患者さんとその家族の方の日常生活や療養上の不安、悩みについて、保健師、栄養士、歯科衛生士等が電話、家庭訪問などで相談に応じています。お困りのことがありましたら、お気軽にご連絡ください。

また、保健所では患者・家族教室を開催しています。詳細は保健師にお問い合わせください。※新型コロナウイルス感染症の影響で実施しない場合もあります。

神経系難病患者家族教室

(対象疾患) パーキンソン病、脊髄小脳変性症、多発性硬化症、多系統萎縮症、ALS等

(内容) 交流会、医師のお話、リハビリ等

膠原系難病患者家族教室

(対象疾患) 強皮症、全身性エリテマトーデス、多発性筋炎、関節リウマチ等

(内容) 交流会、医師のお話等



【問合せ先】

窓 口	電話番号
清須保健所（健康支援課）	052-401-2100（代表）
清須保健所（稲沢保健分室）	0587-21-2251（代表）

(2) 愛知県医師会難病相談室

ア 難病相談室

難病について、相談できる機関の一つとして愛知県医師会難病相談室があります。相談医師（専門別）による医療相談と、医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談を行っています。

医療相談	相談医師（専門別）	指定日（問合せ先にご確認下さい） 午後2時～5時（予約制）
療養・生活相談	医療ソーシャルワーカー	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

*相談は無料、秘密は厳守します。

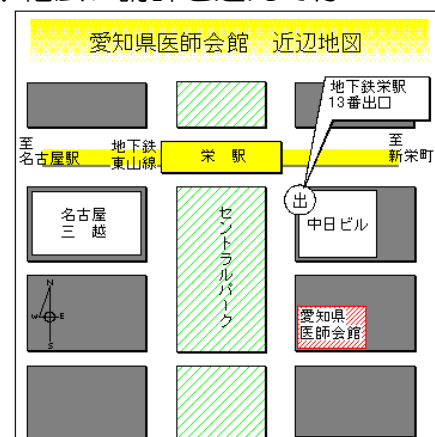
イ 疾患別難病グループワーク（患者・家族のつどい）

参加を希望された方を対象にして実施しています。また、内容については、患者同士の体験交流をはじめ、専門医、認定看護師、社会保険労務士等、幅広い講師を迎えて行っています。

【問合せ先】

窓 口	連絡先
愛知県医師会 難病相談室	電話 052-241-4144 URL https://www.aichi.med.or.jp/rd/counsel/

【アクセス】地下鉄 名城線・東山線「栄」駅下車 13 番出口
（中日ビル前）より南へ徒歩 5 分



(3) 難病情報センター

厚生労働省健康局疾病対策課と公益財団法人難病医学研究財団が協力して開設しているホームページです。難病についての最新の医学情報や専門医療機関の案内、患者団体一覧などを掲載しています。

URL : <https://www.nanbyou.or.jp/>



(4) 愛知県難病団体連合会

難病の生活相談や患者会・友の会の情報を知ることができます。患者家族会の紹介はP.6～7も参考にしてください。

【問合せ先】

窓 口	連絡先
NPO 法人愛知県難病団体連合会	電話 052-485-6655 FAX 052-485-6656 URL http://www.ainanren.org/

また、愛知県難病団体連合会の団体賛助会員および友誼団体は以下のとおりです。

【団体賛助会員】

団体名	代表者名	連絡先
公益社団法人日本オストミー協会愛知県支部	支部長 佐藤正二	TEL : 090-2172-0713 E-mail : joa.aichi.jimu@gmail.com

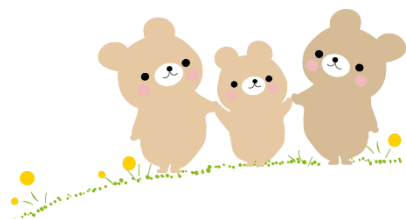
【友誼団体】

団体名	代表者名	連絡先
公益社団法人日本リウマチ友の会愛知県支部	支部長 棚瀬聡子	TEL : 090-6460-5552 E-mail : tana-maru@i.softbank.jp
名古屋 I BD	代表 村瀬渡	TEL : 070-5644-6733 E-mail : w-murase@nifty.com
公益社団法人日本てんかん協会愛知県支部（波の会）	事務局長 小山 愛	TEL/FAX : 052-723-1971 E-mail : oonami.aichi@gmail.com
全国膠原病友の会愛知県支部		TEL : 080-1563-5950（支部長） (月～金曜日 18時30分～19時30分) FAX : 0587-96-7072 E-mail : kyk-ajk0919@sc5.so-net.ne.jp

3 患者・家族の会

NPO法人愛知県難病団体連合会		
名古屋市中村区本陣通 5-6-1 地域資源長屋なかむら 101 TEL:052-485-6655 FAX:052-485-6656 E-mail : ainanren@true.ocn.ne.jp		
愛難連 加盟団体名	代表者名	連絡先
一般社団法人全国筋無力症友の会 愛知支部	支部長 小林悦子	半田市有楽町 6-20 グローリアス半田 202 TEL/FAX : 0569-22-5122(自宅)
一般社団法人 愛知県腎臓病協議会	代表理事 伊藤寿男	名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 (愛知県白壁庁舎) TEL : 052-228-8900 FAX : 052-228-8901 URL : http://www.aijinkyo.com E-mail : aichi1970@aijinkyo.com
愛知県筋ジストロフィー協会	会長 大島松樹	TEL : 080-2613-9022 (会長 大島松樹) TEL/FAX : 0532-48-7993 (事務局 渡辺一充)
日本二分脊椎症協会東海支部	支部長 橋本和幸	春日井市大手田西町 1-20-8 E-mail : happi-sbaj@memoad.jp
一般社団法人 全国パーキンソン病友の会 愛知県支部	会長 黒岩芳彦	名古屋市緑区鳴海町向田 259-1 深谷方 TEL/FAX 052-622-9585 (深谷方) E-mail : jpda.aichi@gmail.com
愛知県肝友会	会長 水上秀美	名古屋市中村区竹橋町 35-28 (増子記念病院) TEL : 052-451-1891
愛知心臓病の会 (一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会 愛知県支部)	会長 牛田正美	名古屋市西区大野木 4-400 E-mail : masamiu345@yahoo.co.jp
愛知低肺機能グループ	会長 近藤重郎	名古屋市瑞穂区新開町 24-12 南新開荘 1-322 TEL/FAX : 052-872-3559 (自宅) Email : z-kon@mediacat.ne.jp
ベーチェット病友の会	事務局 森田ゆかり	TEL/FAX : 0564-74-1611 (自宅)
つぼみの会愛知・岐阜 愛知支部 (1 型糖尿病)	支部長・会長 山下実	稲沢市稲島 11 丁目 30 シャトレ愛松国府宮 202 号 TEL : 090-8543-6016 URL : http://www.aichi-gifu.iddm.jp prftgu E-mail : min_na_fine_de@ybb.ne.jp
一般社団法人 日本ALS協会愛知県支部 (筋萎縮性側索硬化症)	事務局長 玉木克志	名古屋市中村区北畑町 3-27-1 TEL/FAX : 052-483-3050 E-mail : tomato@family.email.ne.jp

愛難連 加盟団体名	代表者名	連絡先
愛知県網膜色素変性症協会 (JRPS 愛知)	代表者 新井美千代	名古屋市昭和区滝子通1-2-2-508 (新井方) TEL/FAX : 052-882-1757 URL https://jrps-aichi.jp/ Email arai_micy@ybb.ne.jp
口唇口蓋裂を考える会 (たんぽぽ会)	代表 横田雅英	TEL/FAX : 0561-62-0148 (近藤浩光宅)
東海背髄小脳変性症 友の会	代表 松崎達	岡崎市細川町字上大針 47-16 TEL/FAX : 0564-45-4801
もやもや病の患者と家族の会 (略称もやの会) 中部ブロック	ブロック世話人 奥田洋子	TEL/FAX : 052-895-4907
愛知県脊柱靱帯骨化症患者・家 族友の会 (あおぞら会)	会長 水谷正生	TEL : 090-1567-5292 (会長) TEL : 090-6070-5854 (林方)
NPO 法人 日本マルファン協 会 (マルファン症候群)	代表理事 関良介	三重県桑名市清竹の丘 38 (大柄方) TEL:050-5532-6503 FAX:053-454-6764
愛知線維筋痛症患者・家族会 エスペランサ	代表 中山貞夫	名古屋市緑区亀が洞 2-1422 TEL/FAX : 080-3073-0822 URL : http://senikintusyo.sakura.ne.jp/ E-mail : esperansa_kibou@yahoo.co.jp
プラダー・ウィリー症候群児・ 者親の会「竹の子の会」西東海 支部	支部長 大橋真理子	知多郡東浦町大字藤江字前田 24 杉本雅子宅 TEL/FAX : 0562-84-0750 E-mail : sugimoto@pwstakenoko.org
Fabry NEXT (ファブリー病・ ライソゾーム病)	代表 石原八重子	名古屋市中村区本陣通 5-6-1 地域資源長屋なかむ ら 101 NPO 法人愛知県難病団体連合会内 URL : http://fabry-next.com E-mail : info@fabry-next.com
難病支援グループ PATH	代表 名和ナオミ	一宮市 E-mail : solujunaomi@gmail.com



4 サービスの種類と内容

介護や障害者、高齢者の福祉サービスに関することは、まずはお住まいの市役所にご相談ください。年齢や疾患・身体の状態に応じて、介護保険制度や障害者手帳の交付、また関連した福祉サービスなど総合的な相談が受けられます。

難病の方の場合、身体の状態に応じて手帳の取得ができることがありますので、ご検討ください。

(1) 介護保険サービス

介護認定を受けることによって、要支援・要介護の認定に応じた介護サービスを受けることができます。

ア 対象となる方

- ① 65歳以上で介護や支援が必要と認定された方
- ② 40歳以上65歳未満で下記の特定疾病（※）により介護や支援が必要と認定された方

※特定疾病

- | | |
|---|--|
| 1.がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。) | 9.脊柱管狭窄症(<u>広範脊柱管狭窄症</u>) |
| 2.関節リウマチ(<u>悪性関節リウマチ</u>) | 10.早老症(<u>ウェルナー症候群</u> 、 <u>コケイン症候群</u>) |
| 3. <u>筋萎縮性側索硬化症</u> | 11. <u>多系統萎縮症</u> |
| 4. <u>後縦靱帯骨化症</u> | 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 |
| 5.骨折を伴う骨粗鬆症 | 13.脳血管疾患 |
| 6.初老期における認知症(<u>プリオン病</u>) | 14.閉塞性動脈硬化症 |
| 7. <u>進行性核上性麻痺</u> 、 <u>大脳皮質基底核変性症</u> および <u>パーキンソン病</u> | 15.慢性閉塞性肺疾患 |
| 8. <u>脊髄小脳変性症</u> | 16.両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
- * 下線は指定難病

イ 申請方法

お住まいの市町村の窓口で要介護認定の申請を行います。

窓口	担当課	電話番号
稲沢市役所	高齢介護課 介護認定グループ	0587-32-1292（直通）
清須市役所	高齢福祉課	052-400-2911（代表）
北名古屋市役所	高齢福祉課（東庁舎）	0568-22-1111（代表）
豊山町役場	保険課介護グループ	0568-28-0100（直通）

ウ 費用

サービスを利用した場合、費用の 1 割（一定以上所得がある方は 2 割または 3 割）が利用者の負担となります。

＜特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方＞

介護サービス、介護予防サービスを受けた場合、以下のサービス利用者負担を特定医療費助成制度による自己負担上限月額に含めることができます。

【特定医療費助成の支給対象となる介護】

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

＜厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方＞

以下の厚生労働大臣が定める疾病等に該当した場合は、介護保険の利用者でも訪問看護は「医療保険」で行います。

※厚生労働大臣が定める疾病等

- | | |
|---|--|
| 1.末期の悪性腫瘍 | 10. <u>多系統萎縮症</u>
(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) |
| 2. <u>多発性硬化症</u> | 11. <u>プリオン病</u> |
| 3. <u>重症筋無力症</u> | 12. <u>亜急性硬化性全脳炎</u> |
| 4.スモン | 13. <u>ライソゾーム病</u> |
| 5. <u>筋萎縮性側索硬化症</u> | 14. <u>副腎白質ジストロフィー</u> |
| 6. <u>脊髄小脳変性症</u> | 15. <u>脊髄性筋萎縮症</u> |
| 7. <u>ハンチントン病</u> | 16. <u>球脊髄性筋萎縮症</u> |
| 8. <u>進行性筋ジストロフィー</u> | 17. <u>慢性炎症性脱髄性多発神経炎</u> |
| 9.パーキンソン病関連疾患
(<u>進行性核上性麻痺</u> 、 <u>大脳皮質基底核変性症</u> 、 <u>パーキンソン病</u> (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る)) | 18.後天性免疫不全症候群 |
| | 19.頸髄損傷 |
| | 20.人工呼吸器を使用している状態 |

* 下線は指定難病



エ 主なサービスの例

【家庭を訪問するサービス】

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員（ホームヘルパー）などによる食事・入浴・排泄などの身の回りの援助を行います。
訪問看護	看護師などによる病状の確認、吸引、ドレーンチューブ管理、褥瘡の処置などを行います。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な方に移動入浴車で訪問し、入浴介助を行います。
訪問リハビリテーション	作業療法士や理学療法士などによる日常生活自立に向けたリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが療養上の指導や管理を行います。

【日帰りで通うサービス】

通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供や日常生活のお世話などを行います。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設などの施設へ通い、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。また、入浴や食事の提供等もを行います。

【短期入所サービス】

短期入所生活(療養)介護 (ショートステイ)	短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
-----------------------------------	------------------------------

【その他のサービス】

住宅改修費の支給	手すりの取付け、段差の解消など、工事を伴う軽易な改修に対して限度額内で支給します。
特定福祉用具購入費の支給	入浴や排泄に用いる用具などの購入費を限度額内で支給します。
福祉用具の貸与	車椅子や特殊寝台など日常生活の自立を助ける用具を貸与します。

【介護保険施設に入所するサービス】

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、居宅での介護が困難な人が入所します。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行い家庭への復帰を支援します。
介護医療院	介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた、日中だけではなく夜間にも医療が必要な人のための施設です。



(2) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び65歳以上の人で基本チェックリストの実施により生活機能の低下が見受けられた人（事業対象者）に対し提供するサービスです。

ア 稲沢市

訪問型サービス	介護予防訪問サービス (従来と同様のサービス)	訪問介護事業所の訪問介護員による身体介護や生活支援を行います。
	基準緩和型訪問介護サービス	訪問介護事業所・NPO・民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援を行います。
	訪問型短期集中予防サービス	専門職による居宅での栄養相談、口腔ケア相談を短期間（3～5か月間）行います。
通所型サービス	介護予防通所サービス (従来と同様のサービス)	通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事の介護等のサービスを提供します。
	基準緩和型通所介護サービス	通所介護事業所・NPO・民間事業者等によるレクリエーション、機能訓練等のミニデイサービスを提供します。
	通所型短期集中予防サービス	専門職による機能訓練教室を短期間（5か月間）行います。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	高齢介護課 長寿グループ	0587-32-1293（直通）

イ 清須市

訪問型サービス	きよす家事サポートサービス	利用者宅へ訪問し、清掃、洗濯などの日常生活において必要な家事の支援を一定の研修を受けた家事サポーターが行います。
	生活支援訪問サービス (基準緩和サービスA)	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスが受けられない場合にサービスを提供します。
通所型サービス	きよす集中リハビリサービス	リハビリテーション専門職が短期間に集中的に関わることで、生活機能の改善、運動器の機能向上を目指すことや社会的活動・社会的参加を促し、地域で自立した生活ができるように支援します。
	生活支援通所サービス (基準緩和サービスA)	通所介護事業所で日常生活上の支援などの共通的サービスと、利用者の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上）の提供をします。

窓 口	担当課	電話番号
清須市役所	高齢福祉課	052-400-2911（代表）

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

ウ 北名古屋市

訪問型サービス	訪問従来型サービス	ホームヘルパーが家庭を訪問して、利用者の生活機能の維持・向上の観点から、身体介護(入浴介助等)、生活支援サービス(掃除洗濯等)を提供します。
	訪問基準緩和型サービス	民間事業者等に所属する一定の研修終了者等が家庭を訪問して、自立を目指した相談・指導のもと、日常の掃除・洗濯・家事等の生活支援サービスを提供します。
	訪問市民主体型サービス (市民団体等が行うサービス)	シルバー人材センター等が家庭を訪問し、買い物や掃除などの簡単な家事サービスを実施します。
通所型サービス	通所従来型 (従来と同様のサービス)	デイサービスセンター等の施設において、入浴や食事その他の日常生活に必要なサービスを提供します。
	通所基準緩和型	デイサービスセンター等の施設において自立した生活を目指し、介護予防プログラム(半日)を実施します。昼食・入浴の提供はありません。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
北名古屋市役所	高齢福祉課(東庁舎)	0568-22-1111(代表)

エ 豊山町

訪問型サービス	訪問介護サービス	訪問介護事業所のホームヘルパーが自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援を行います。
	かつぼうぎサービス	町が実施する研修を受講したシルバー人材センター会員が自宅を訪問し、買い物等の60分以内の日常生活支援を行います。
通所型サービス	デイサービス	通所介護事業所(デイサービス)で、入浴や食事などの日常生活上の介護の他、運動、レクリエーションなどを提供します。送迎サービスあり。
	短期集中予防サービス (さんさん会)	転倒予防!筋力アップ!を目的とした運動や参加者との交流を行う町独自の介護予防プログラムを提供します。1年間(目安)の利用により、卒業後に自立した生活が送れるように支援します。
	元気はつらつサロン	介護予防体操やレクリエーションを提供するサロンを開催しています。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	電話番号
地域包括支援センター(あおぞら)	0568-28-0932(直通)

(3) 障害福祉サービス

ア 障害者手帳

障害者手帳を取得することによって、障害の程度に応じた福祉サービスや福祉手当の受給、医療費の助成、税金の控除などを受けることができます。障害の等級は、障害の程度によって決定されます。

【身体障害者手帳の対象】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、小腸機能、ぼうこう・直腸機能、免疫機能に永続する障害が認められる方

【問合せ先】 申請方法等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	福祉課 障害福祉グループ	0587-32-1281（直通）
清須市役所	社会福祉課	052-400-2911（代表）
北名古屋市役所	社会福祉課（西庁舎）	0568-22-1111（代表）
豊山町役場	福祉課福祉グループ	0568-28-0912（直通）

イ 障害者総合支援法によるサービス

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」により、身体障害者手帳などの有無に関わらず、難病の方も心身の状況に応じて、障害福祉サービスなどが利用できます。

（ア）対象となる方

国が定める疾病に該当する方（対象疾病はP.35～38参照）

※介護保険制度の対象となる方は、**介護保険サービスの利用が優先**されます。

ただし、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス（就労継続支援等）については、障害者総合支援法によるサービスが受けられます。

（イ）費用

福祉サービスを利用した場合、費用の1割が利用者の負担となります。ただし所得に応じて利用者負担額の上限が設定されます。

（ウ）主なサービスの例

※下記以外に、障害児に対する障害児支援のサービスや市独自に提供するサービスもあります。

【介護給付】

居宅介護 （ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）により食事・入浴・排泄などの身の回りのお世話をを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方、その他の障害のある方で常に介護を必要とする方に、身体介護や家事援助、外出時の移動支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害がある方に対し、自傷・徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

同行援護	視覚障害のある方で、症状により移動が困難な方に移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	極めて重度の障害のある方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
療養介護	医療と常時の介護が必要な方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行います。
生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴や食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害者の介護者が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護を行います。

【訓練等給付】

自立訓練	身体障害のある方：身体機能の向上に必要な訓練を行います。 知的や精神障害のある方：生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する 65 歳未満の方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A 型)	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B 型)	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【補装具】 ※障害児に対する障害児支援のサービスや市独自に提供するサービスもあります。

補装具給付	身体上の障害を補い日常生活の向上を図るため、障害の内容及び程度に応じ、補装具の購入・借受け・修理にかかる費用の支給が受けられます。
--------------	---

【地域生活支援事業】

移動支援	障害があり、屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行います。
日常生活用具給付	重度障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
訪問入浴サービス	自宅における入浴サービスを行います。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	福祉課 障害福祉グループ	0587-32-1281 (直通)
清須市役所	社会福祉課	052-400-2911 (代表)
北名古屋市役所	社会福祉課 (西庁舎)	0568-22-1111 (代表)
豊山町役場	福祉課福祉グループ	0568-28-0912 (直通)

(4) 高齢者福祉サービス

65歳以上の方が、対象のサービスです。サービスの内容によっては在宅であることや介護認定を受けていることが必要です。また、利用者負担がある場合があります。

ア 稲沢市

要介護認定を受けている方	訪問理美容サービス	対象者： 要介護3・4・5の状態にあると認定された65歳以上の在宅高齢者の方 内 容： 居宅まで訪問して頭髮のカットを無料で行います。利用回数は2か月に1回。
	高齢者外出支援サービス	対象者： 要介護3・4・5の状態にあると認定された65歳以上の在宅高齢者の方 内 容： 利用者の自宅から病院までをリフト付車両等で運賃のみ無料で送迎します。（利用に際しては1人以上の介護者または保護者の付き添いが必要です。）利用回数は1か月に2回（1回とは片道分です。）
認知症の方	徘徊高齢者家族支援	対象者： 65歳以上で徘徊の見られる認知症高齢者を介護している方 内 容： 行先不明になった場合、早期に発見できる位置探索システム専用端末機等を貸出します。
	高齢者等安心おかえりネットワーク	対象者： 認知症により徘徊するおそれのある在宅で生活する高齢者等 内 容： 認知症高齢者等の情報を事前に登録し、徘徊により行方不明になった場合、協力事業者へ情報を発信します。
	認知症高齢者等個人賠償責任保険	対象者： 高齢者等安心おかえりネットワークに登録されている方 内 容： 保険加入者が日常生活の中で偶然の事故により、他人の身体又は財産に損害を与えたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を行います。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	高齢介護課 長寿グループ	0587-32-1293（直通）

ひとり暮らしまたは寝たきりの方	寝具の洗濯乾燥サービス	対象者： 65歳以上のひとり暮らしの方、又は稲沢市ねたきり老人手当受給者及び身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A判定の方 内 容： 寝具の水洗い年2回及び消毒乾燥サービス年1回を無料で行います。
	緊急通報システム電話	対象者： 65歳以上のひとり暮らしで持病等(心疾患または脳疾患)があり健康に不安がある方又は身体障害者手帳1～3級の方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方（市の行う面接調査により利用対象者と認定された方） 内 容： 急病や災害時に緊急ボタンを押すことにより、緊急通報センターに通報され、助けを求めることができる緊急通報用電話機を設置します。
	給食サービス	対象者： 65歳以上のひとり暮らしの方、60歳以上の世帯(その内1人は65歳以上)でねたきりの方がいる世帯、65歳以上の方と重度の心身障害者のみの世帯の方（市の行う面接調査により利用対象者と認定された方） 内 容： 平日の昼食の配食サービスを行っています。（利用者負担有）

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	福祉課 地域福祉グループ	0587-32-1278（直通）

イ 清須市

ひとり暮らしの方	ひとり暮らし登録	対象者：ひとり暮らしまたは日中独居で見守りが必要と思われるおおむね65歳以上の高齢者。高齢者世帯で見守りが必要と思われるおおむね65歳以上の高齢者。 内 容：65歳以上のひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等の情報を、警察署・消防署・社会福祉協議会・民生委員・町内会役員と共有し、日常の見守り活動や緊急時に迅速・的確な対応ができるよう登録する制度です。
	救急医療情報キット配布事業	対象者：ひとり暮らしまたは日中独居で見守りが必要と思われるおおむね65歳以上の高齢者。高齢者世帯で見守りが必要と思われるおおむね65歳以上の高齢者。 内 容：かかりつけ医・持病・服用薬などの医療情報、もしもの時の家族・知人等の連絡先、健康保険証(写し)や診察券(写し)、本人写真などを容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管しておき、万が一の救急時に備える救急医療キットを無償配布する事業です。※救急医療キットは地区の民生委員を通じて配布します。
	配食サービス	対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者。65歳以上のみの世帯の方。身体障害者のみの世帯若しくはそれに準ずる世帯に属する身体障害者。 内 容：調理が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、毎週月曜日から金曜日の昼食及び夕食の宅配を行ないます。（休日及び12月28日から翌年の1月4日までの期間を除く）
	緊急通報システム事業	対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者で、日常生活上注意を要する方。65歳以上の高齢者世帯で緊急性のある病気をもつ方。身体障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する身体障害者。 内 容：65歳以上のひとり暮らしの高齢者などに対し、専用通報機器等を貸与し、緊急時に通報ボタンを押すことにより委託先から消防署等の関係機関に連絡をするシステムです。
寝たきりの方	寝具洗濯乾燥事業	対象者：65歳以上の寝たきり高齢者。65歳以上のひとり暮らし高齢者。下肢又は体幹障害により、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方。介護が必要な状態にある特定疾患及び慢性関節リウマチ患者（※ただし、他の同様の事業を受けていない方で、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって診断された方） 内 容：掛布団及び敷布団の乾燥（※布団は綿布団に限る）。掛布、敷布等のクリーニング。
その他の福祉サービス	介護用品（おむつ券）支給事業	対象者：下記要件をすべて満たす方 （1）65歳以上の介護保険の要介護認定3以上の方 （2）6月1日現在において、対象者を含む全世帯員が市民税非課税の方 内 容：おむつ等が必要な65歳以上の対象者の方に、市内の加盟店で使用できる介護用品支給利用券の8月から翌年7月分(要介護認定の有効期間が切れる方はその有効期限まで)を交付します。病院に医療入院されている場合（ただし、介護保険施設入所者を除く）も対象となります。
	老人住宅改善費補助	対象者：下記の要件をすべて満たす方 （1）65歳以上的高齢者で、介護保険による認定を受けている方（非該当と判定された方を含む） （2）6月1日現在において、対象者を含む全世帯員が市民税非課税の方 内 容：対象改善費用×1/2(上限30万円)

その他の福祉サービス	老人日常生活用具 給付等事業 (特殊寝台貸与)	対象者：65歳以上の高齢者で、疾病または虚弱等により下記のいずれかに該当する方 介護保険の新規認定申請中の方 介護保険施設に入所入院中で一時自宅に外泊する方 内 容：介護が必要な状態となり、在宅で特殊寝台が必要な場合、60日を限度に貸与します。自己負担金1,200円/月
	老人福祉車・ 杖購入補助	対象者：65歳以上の高齢者で、外出の際に杖等を必要とする方 内 容：老人福祉車（シルバーカー）又は杖を購入する際、その費用に対して補助金を交付します。 老人福祉車（シルバーカー）：購入費用×1/2(上限5,000円) 杖：購入費用×1/2(上限1,500円)
	福祉カード 交付事業	対象者：65歳以上の高齢者 内 容：65歳以上の方に写真入りカードを発行します。利用可能施設にてカードを提示することにより、割引等のサービスが受けられます。（特別催事は対象にならない場合があります。）また、外出時における急病などの対応に役立たせるため、カードの裏面に緊急連絡先、かかりつけ医の情報を記入することができます。
	高齢者世帯の エアコン購入 ・設置費補助事業	対象者：65歳以上の高齢者のみの世帯で全世帯員が市民税非課税であって、居住している住宅にエアコンが設置されていない方 ※事前申請が必要です。 内 容：熱中症予防のため、市民税非課税である高齢者のみの世帯に対して、エアコン購入及び設置費を補助します。 ○補助額 上限額 54,000 円 (市内の事業者が販売・設置工事を行うものに限りです。)

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

窓 口	担当課	電話番号
清須市役所	高齢福祉課	052-400-2911（代表）

ウ 北名古屋市

ひとり暮らしまたは寝たきりの方	緊急通報 システム	対象者：近隣に親族のいない方で次のいずれかに該当し、身体上の疾患等により日常生活を営む上で困難を要する方 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 (2) 高齢者のみ世帯で寝たきりなどの方がいる世帯 (3) 身体障害1～3級のひとり暮らしの方 内 容：ひとり暮らしの高齢者などが屋内で緊急事態(病気や事故)が発生したときに、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システム装置を設置します。緊急事態のときや安否確認に、ワンタッチボタンや人体感知センサーの作動で委託会社へ通報し、必要に応じ消防署・警察署などの出動依頼することで、日常生活上の不安を軽減します。 ◎利用料 無料 (電話回線の基本料金及び緊急時以外の通話料金は、利用者の負担となります。)
		(鍵預かり事業) オプション 対象者：おおむね65歳以上の一人暮らしで緊急通報システムを利用している方

社 サ ー ビ ス そ の 他 の 福		内 容： 委託会社にて鍵を厳重に保管し、緊急時に使用することで早期に救命・救出するためのものです。 ◎利用料 月額330円（1年間の前払い）
	寝具乾燥サービス	対象者：寝具の衛生管理が困難な方で、次のいずれかに該当する方 （１）おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 （２）高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する高齢者の方 （３）身体障害者手帳を所持する方 内 容：日常生活上の良好な衛生状態を保つため、寝具を乾燥します。 ◎利用料（利用者負担額） 寝具乾燥 月額230円
	出張理髪料金補助事業	対象者：在宅で生活し外出が困難な方で、次のいずれかに該当する方 （１）要介護3～5の在宅の方 （２）身体障害1級または2級に該当する在宅の方 （３）上記に準ずる方 内 容：在宅の要介護状態などの方が自宅で理美容事業者から受ける出張理髪の料金を補助します。 ◎補助額 1回5,800円（1事業年度につき2回まで）※10月以降の申請は1回まで
	配食サービス	対象者：次のいずれかに該当し、心身の障害等により、買い物や調理が困難で、近隣に親族がいないために他に食事支援を受けることができない方（昼間独居、ヘルパーやデイサービスの利用日は補助対象となりません。対象者の状況によっては、配食サービスの利用対象とならない場合があります。詳しくは、市役所高齢福祉課地域包括ケア推進室までお問い合わせください。） ・おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 ・高齢者のみの世帯 ・障害者総合支援法に規定する障害者(社会福祉課へご相談ください。) ※入院されていた方は、退院後1か月間はヘルパーやデイサービスの利用日でも、配食サービスをご利用いただけます。(家族支援がある方は利用できません。) 内 容： 上記対象者に対し昼食または夕食どちらか1食の弁当を宅配します。申請後に市の職員がご自宅に伺い、対象者の心身の状況や栄養状態などをお聞きしたうえ、状況に応じた利用日及び利用回数を決定します。食事の確保を図るとともに安否の確認を行います。また、定期的に栄養状態をみるなど食事内容の評価を行い、食の自立支援を図ります。 ◎補助額 1食につき200円（利用者負担額は、業者により異なります。)
	介護用品支給	対象者：要介護4又は5の方を在宅で介護している市民税非課税の方 内 容：要介護者を在宅で介護している家族介護者に対し支援し、経済的な負担の軽減や介護の継続・改善を図るため、介護用品を支給します。 ・支給する介護用品 紙おむつ、尿取りパット、清拭剤など ・直接電話などで委託事業者へ請求していただくことにより宅配します。 ・支給限度額 年額75,000円(月30,000円まで)
	高齢者タクシー料金助成事業	対象者：当該年度末に満85歳以上の在宅の方。 ※初年度のみ要申請。2年目以降は市から配布します。 内 容：在宅の高齢者が通院・買い物など日常生活における移動手段としてタクシーを利用する場合は、タクシー料金の一部を利用券で助成します。

そ

の

他

の

福

	認知症高齢者等 見守りサポート	対象者：おおむね65歳以上の行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を在宅で介護している方、所在が不明となるおそれがある障害の方を在宅で介護している方 内 容：行方不明になるおそれがある認知症高齢者などの居場所が分からなくなったときに、その居場所を発見するシステムを活用することにより、早期に発見して安全を確保します。 ・認知症高齢者などの衣服や持ち物などに発信機をつけ、家族がリアルタイムに居場所を検索できます。 ・利用料 月額500円
--	--------------------	--

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
北名古屋市役所	高齢福祉課（東庁舎）	0568-22-1111（代表）

エ 豊山町

要介護・要支援認定を受けている方が利用できるサービス	配食サービスの 助成	対象者：要介護・要支援認定者などで、本人または同居人によって食事の調理が困難な方 内 容：町に登録している配食サービス業者が、自宅にお弁当を配達します。配食サービスの利用に係る費用を助成します。
	タクシー利用の 助成	対象者：要介護・要支援認定者（障害者等交通料金助成の受給者を除く） 内 容：通院や買い物などに利用するためのタクシー料金を助成します。
	移送サービスの 助成	対象者：要介護・要支援認定者 内 容：通院や買い物などに利用するためのリフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン車などの利用料金を助成します。 ※業者との日程調整が必要なため、1週間前までに申請してください。
	軽度生活支援の 助成	対象者：要介護・要支援認定者 内 容：外出や散歩などの付き添い、食材の買い物、寝具類の日干し、庭の手入れや室内外の軽微な修繕などを行った場合の費用を助成します。 ※業者との日程調整が必要なため、1週間前までに申請してください。
	寝具洗濯乾燥 委託の助成	対象者：要介護・要支援認定者 内 容：敷布団・掛布団・毛布などの洗濯・乾燥・消毒を業者に委託した場合の費用を助成します。
	住宅改修費補助 （上限超過分）	対象者：要介護・要支援認定者 内 容：対象者の自宅に手すりやスロープを設置するなど、住宅改修に係る費用を補助します。
	日常生活用具の 貸与	対象者：住民税非課税世帯の一人暮らしの要介護・要支援認定者など 内 容：対象者の自宅で使用するガス漏れ警報器や電磁調理器を貸与します。
	緊急通報福祉電話 などの貸与	対象者：一人暮らしの要介護・要支援認定者など 内 容：自宅で使用する緊急通報用の福祉電話機や携帯用無線発信器（ペンダント）、火災報知機を貸与します。

介護者の方が利用できるサービス	家族介護用品購入の助成	対象者：在宅の要介護・要支援認定者を常時介護している豊山町の在住の方 内 容：紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤など、介護用品の購入費を助成します。
	位置情報検索システム(GPS)の利用補助	対象者：認知症により徘徊行動がみられる要介護・要支援認定者などを介護しているご家族 内 容：居場所の確認ができる、位置情報検索システム(GPS)の利用に関わる初期登録料(手動検索型16,800円、履歴確認型5,800円)の補助を行います。 ※月額利用料(手動検索型1,900円、履歴確認型580円)は自己負担となります。
認知症の方への支援	認知症初期集中支援チームによる支援	対象者：在宅で生活している認知症又は認知症が疑われる方で以下のいずれかに該当する場合 ・認知症の診断を受けていない人や治療を中断している方 ・適切な医療サービスや介護サービスを受けていない方 ・医療や介護サービスを利用しているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、家族や関係者が対応に悩んでいる。 内 容：認知症初期集中支援チーム(認知症サポート医、看護師等)が、認知症に関する心配がある方やご家族と面接し、適切な医療や介護サービス利用ができるよう支援します。

【問合せ先】 申請方法、サービスの内容、対象等の詳細は窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
豊山町役場	保険課高齢者・介護係	0568-28-0100(直通)
地域包括支援センター(あおぞら)		0568-28-0932(直通)



5 手当

障害者手帳をお持ちの方及びその家族の方には、手帳の区分及び等級に応じ、手当が支給される場合があります。なお、一部の手当や年金は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。申請方法等の詳細は窓口にお問い合わせください。

事業	内 容	問い合わせ先
特別障害者手当	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者（施設入所者及び長期入院者を除く。）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。） ① 身体障害 1～2 級程度の障害を重複して有する方 ② 身体障害 1～2 級程度の障害を有する方で、Ⅰ Q20 以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方 ③ 身体障害 1～2 級程度の障害を有する方又はⅠ Q20 以下の方、もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上有する方 ④ 身体障害 1～2 級程度の障害を有する方又はⅠ Q20 以下の方、もしくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方 ■所得制限があります。■他の手当、公的年金等と併給制限があります。	○稲沢市役所 福祉課障害福祉グループ 0587-32-1281 ○清須市役所 社会福祉課 052-400-2911 ○北名古屋市役所 社会福祉課 （西庁舎） 0568-22-1111
	<国制度分>月 27,300 円 <県制度分：国制度分に加算して支給> - 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有しⅠ Q35 以下の方 月 6,850 円 - 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又はⅠ Q35 以下の方 月 1,050 円	○豊山町役場 福祉課福祉グループ 0568-28-0912
障害児福祉手当	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。） ① 身体障害者 1 級（2 級の一部を含む。）程度の障害を有する方 ② Ⅰ Q20 以下の方 ③ 上記と同程度の障害又は病状で常時介護が必要な方 ■所得制限があります。■他の手当、公的年金等と併給制限があります。	○稲沢市役所 福祉課障害福祉グループ 0587-32-1281 ○清須市役所 社会福祉課 052-400-2911 ○北名古屋市役所 社会福祉課 （西庁舎） 0568-22-1111 ○豊山町役場 福祉課福祉グループ 0568-28-0912
	<国制度分>月 14,850 円 <県制度分：国制度分に加算して支給> - 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有し、Ⅰ Q35 以下の方 月 6,900 円 - 身体障害 1 級又は 2 級の障害を有する方又はⅠ Q35 以下の方 月 1,150 円	

事業	内 容	問い合わせ先
在宅重度障害者手当	次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者及び3か月を超えて病院に入院している方は除きます。 ① 身体障害1～2級でⅠQ35以下の方 月 15,500 円 ② 身体障害1～2級の方、ⅠQ35以下の方又は身体障害3級の障害を有し、ⅠQ50以下の方 月 6,750 円 (ただし、65歳以上で新たに障害者となった方は除く) ■所得制限があります。■他の手当、公的年金等と併給制限があります。	○稲沢市役所 福祉課障害福祉グループ 0587-32-1281 ○清須市役所 社会福祉課 052-400-2911 ○北名古屋市役所 社会福祉課 (西庁舎) 0568-22-1111 ○豊山町役場 福祉課福祉グループ 0568-28-0912
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者を育てている方に手当が支給されます。 ① ⅠQ35以下程度もしくは身体障害1～2級程度の方又は、同程度の障害もしくは病状を有する方 月 52,400 円 ② ⅠQ50以下程度もしくは身体障害3級(4級の一部含む。)程度の方又は、同程度の障害もしくは病状を有する方 月 34,900 円 ■所得制限があります。■認定診断書により判定します。(手帳の写しによる申請が可能な場合もあり。)	○稲沢市役所 福祉課障害福祉グループ 0587-32-1281 ○清須市役所 子育て支援課 052-400-2911 ○北名古屋市役所 児童課(東庁舎) 0568-22-1111 ○豊山町役場 福祉課福祉グループ 0568-28-0912

児童扶養手当	父又は母に重度の障害のある家庭、又は、ひとり親家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童（児童に障害がある場合は20歳未満）を育てている方に手当が支給されます。 ■所得制限があります。■公的年金等と併給制限があります。 月 43,070円～10,160円 （児童が2人以上いる場合は、2人目は月 10,170円～5,090円、 3人目以降は1人につき月 6,100円～3,050円を加算）	○ 稲沢市役所 子育て支援課 児童家庭グループ 0587-32-1296 ○清須市役所 子育て支援課 052-400-2911 ○北名古屋市役所 児童課（東庁舎） 0568-22-1111 ○豊山町役場 子ども応援課 0568-28-0936
遺児手当（県・市・町）	父又は母に重度の障害のある家庭、又は、ひとり親家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方に手当が支給されます。 ■所得制限があります。■公的年金等と併給制限があります。 （市町の遺児手当については、併給制限はありません。） ○県遺児手当：支給開始後1～3年までは月 4,350円、 4～5年目は月 2,175円 6年目以降支給なし ○稲沢市遺児手当：児童1人につき 2,000円 清須市遺児手当：児童一人につき 5,000円 北名古屋市遺児手当：支給開始後1～3年までは月4,350円、 4～5年目は月2,175円 6年目以降支給なし 豊山町遺児手当：児童一人につき 5,000円	○稲沢市役所 子育て支援課 児童家庭グループ 0587-32-1296 ○清須市役所 子育て支援課 052-400-2911 ○北名古屋市役所 児童課（東庁舎） 0568-22-1111 ○豊山町役場 子ども応援課 0568-28-0936

6 年金等

(1) 障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受給できます。受給には、年金の納付状況などの条件があります。

ア 障害基礎年金

国民年金に加入している間、又は 20 歳前、もしくは 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に居住している間に初診日のある病気やけがで、国民年金の障害等級表の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にあるときに受給できます。

***障害等級は障害者手帳の等級とは異なる基準となります。**

【受給条件】 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること

- ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ・初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと

【問合せ先】 対象条件や内容等の詳細は直接窓口にお問い合わせください。

窓 口	電話番号
一宮年金事務所（稲沢市）	0586-45-1418
名古屋西年金事務所（清須市、北名古屋市、豊山町）	052-524-6855

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	国保年金課 窓口年金グループ	0587-32-1328（直通）
清須市役所	保険年金課	052-400-2911（代表）
北名古屋市役所	国保医療課	0568-22-1111（代表）
豊山町役場	住民課住民・年金グループ	0568-28-0966（直通）

イ 障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで、国民年金の障害等級表の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受給できます。また、障害の状態が障害等級表の 3 級に該当する障害の状態のときは 3 級の障害厚生年金のみ支給されます。

ただし、受給には障害基礎年金の受給条件を満たしていることが必要です。

***障害等級は障害者手帳の等級とは異なる基準となります。**

【問合せ先】 対象条件や内容等の詳細は直接窓口にお問い合わせください。

窓 口	電話番号
一宮年金事務所（稲沢市）	0586-45-1418
名古屋西年金事務所（清須市、北名古屋市、豊山町）	052-524-6855



(2) 特別障害給付金

国民年金制度の任意加入期間に加入しなかったことで障害基礎年金等の受給ができない方で、国民年金の障害等級表の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときに受給できます。

***障害等級は障害者手帳の等級とは異なる基準となります。**

【問合せ先】 対象条件や内容等の詳細は直接窓口にお問い合わせください。

窓 口	電話番号
一宮年金事務所（稲沢市）	0586-45-1418
名古屋西年金事務所（清須市、北名古屋市、豊山町）	052-524-6855

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	国保年金課 窓口年金グループ	0587-32-1328（直通）
清須市役所	保険年金課	052-400-2911（代表）
北名古屋市役所	国保医療課	0568-22-1111（代表）
豊山町役場	住民課住民・年金グループ	0568-28-0966（直通）

(3) 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡・重度障害を負った際に、障害のある方に終身一定額の年金が支給されます。

【問合せ先】 対象条件や内容等の詳細は直接窓口にお問い合わせください。

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	福祉課 障害福祉グループ	0587-32-1281（直通）
清須市役所	社会福祉課	052-400-2911（代表）
北名古屋市役所	社会福祉課（西庁舎）	0568-22-1111（代表）
豊山町役場	福祉課福祉グループ	0568-28-0912（代表）

7 就労

就職相談・職業紹介など、就職に関する相談は公共職業安定所（ハローワーク）等で行っています。また、就職しやすくするために、必要な知識と技能を習得するための職業訓練を行っています。

【問合せ先】

窓 口	連絡先
一宮公共職業安定所（管轄：稲沢市（平和町を除く））	0586-45-2048
津島公共職業安定所（管轄：稲沢市（平和町））	0567-26-3158
尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」 （管轄：稲沢市）	0586-85-8619
名古屋中公共職業安定所 （管轄：清須市、北名古屋市、豊山町）	052-855-3740
尾張中部障害者就業・生活支援センター （管轄：清須市、北名古屋市、豊山町）	052-908-2540
愛知障害者職業センター	052-218-2380

※福祉ガイドブック（愛知県発行）より管内関係分を抜粋



8 ヘルプマーク



ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。愛知県では平成30年7月20日から配布しています。

(1) 配布条件

- **ご希望の方に無償で配布します。ヘルプマークの趣旨に沿っており、援助や配慮を必要とする方であれば、どなたでもご利用いただけます。**
- 配布窓口で職員からマークの趣旨を説明の上、お一人につき1個配布します。
- 口頭での申し出で可とし、障害者手帳、身分証明書の提示や申請書等の提出は不要です。（一部の市町村では任意で申請書等の提出を求める場合があります。）
- ご家族や支援者等の代理人による受け取りも可能です。その際にも、障害者手帳の提示等は不要です。
- 配布の適正管理のため、原則、郵送による配布は行いません。

(2) 配布場所

県保健所や各市町村の障害福祉担当課

ヘルプマーク →
(赤色です)



【清須保健所管内の配布場所】*令和3年6月25日現在

	窓 口	電話番号	FAX番号
稲 沢 市	稲沢市役所 (福祉課障害福祉グループ)	0587-32-1281	0587-32-1219
	稲沢市役所(祖父江支所)	0587-97-2121	0587-97-5702
	稲沢市役所(平和支所)	0567-46-1111	0567-46-4660
	保健センター	0587-21-2300	0587-21-2361
	保健センター祖父江支所	0587-97-7000	0587-97-1338
清 須 市	清須市役所(社会福祉課)	052-400-2911	052-400-2963
	清須市社会福祉協議会 障がい者サポートセンター清須	052-400-3368	052-401-0032
北 名 古 屋 市	北名古屋市役所 西庁舎 (社会福祉課)	0568-22-1111	0568-24-0003
	北名古屋市役所 東庁舎 (高齢福祉課)	0568-22-1111	0568-26-4477
豊 山 町	豊山町役場(福祉課)	0568-28-0912	0568-28-2870
	清須保健所(総務企画課)	052-401-2100	052-401-2113
	清須保健所(稲沢保健分室)	0587-21-2251	0587-24-1846



ヘルプマークを見かけたら、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

9 災害に備えて

近年、地震のみならず、台風や局所豪雨等の自然災害が毎年のように各地で発生しています。

こういった災害から命を守るためには、行政による災害対策もさることながら、一人一人の災害に対する心構えや備えが重要となってきます。

災害時には、日頃からの備えが身を守ります。いざというときに慌てないように、普段からご病気や体調に合わせた準備をしておきましょう。

(1) 日頃からの備え

ア 非常持ち出し品の準備



自宅が被災した時は、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。

非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、自力でいつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

P.39の「主な非常持ち出し用品と備蓄品チェックリスト」を参考にしてください。

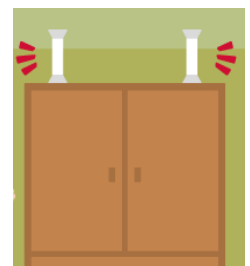
イ 非常時の食料や物資を備蓄

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。

防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用されている食品等を備えるようにしましょう。保存期間の長い普段の食料を多めに買って置き、期限の近いものから消費、使った分を買い足す「ローリング・ストック方式」も効果的です。

各家庭で最低3日分、できれば1週間分の備蓄が望ましいとされています。

P.39の「主な非常持ち出し用品と備蓄品チェックリスト」を参考にしてください。



ウ 家と部屋の安全点検と対策

過去の大地震では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしたりしました。大地震が発生したときには「家具は倒れるもの」と考えて、転倒防止対策を講じておく必要があります。

日頃の安全点検や防災対策が重要です。

大きな家具等は固定し、ガラス戸は飛散防止フィルムを貼るなど補強をしておく心安心です。

エ 避難場所、避難ルートの確認

市町村が発行しているハザードマップを用いて、住んでいる地域の災害リスクや最寄りの避難する場所や移動手段などについても確認しておきましょう。

**お住まいの市が発行している防災ハンドブックや
防災のてびきを確認しておきましょう。**



オ 家族との連絡体制

ご家族の避難場所や連絡の取り方についても確認をしておきましょう。日頃から安否確認の方法や集合場所などを、話し合っておきましょう。

災害時には、携帯電話の回線がつながりにくくなり、連絡が取れない場合もあります。その際には以下のサービスを利用しましょう。

【災害用伝言ダイヤル「171」】

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音し、全国からその音声を再生することができます。

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行います。

【災害用伝言板「web171」】

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）



カ 日頃の支援者などとの連絡体制

かかりつけ医や医療機器取り扱い業者、ケアマネージャー等と日頃からよく相談し、災害時の連絡先や連絡方法などを確認しておくことで安心です。連絡先や連絡方法などを記載し、他の人が見ても分かりやすいところに表示しておくことで良いでしょう。

また、医療機器を使用している場合は、停電・断水等の情報を電力・ガス会社、市町村に迅速に対応してもらえらるよう依頼しておきましょう。

(2) 難病療養中の方の災害対策

治療を中断すると病状の悪化により生活に支障が出たり、命に関わる事態が起こったりする場合があります。疾患の特性に合わせて対策をしておくことが大切です。

災害時、**中断することができない治療薬・医療材料・医療用品等は 1 週間分以上を備蓄しておきましょう。**また、停電時の医療機器に対する事前の準備も重要です。

ア 移動が困難な方

お住まいの市の避難行動要支援者名簿に登録しておきましょう。市は登録者の台帳を作成し、自主防災会、町会長、区の役員、民生児童委員等に渡しておくなどして、災害時の支援に役立てます。災害時は、地域の助け合い（共助）が必要です。「家族だけでは避難させることが困難」などの場合には、お住まいの市が作成する避難行動要支援者名簿に登録して情報提供に同意されることをお勧めします。

【避難行動要支援者名簿の問合せ先】

窓 口	担当課	電話番号
稲沢市役所	福祉課 地域福祉グループ	0587-32-1278（直通）
清須市役所	社会福祉課	052-400-2911（代表）
北名古屋市役所	社会福祉課（西庁舎）	0568-22-1111（代表）
豊山町役場	福祉課福祉グループ	0568-28-0912（直通）

イ 常用している薬や医療材料、医療用品のある方



災害時には医薬品や医療材料の調達が難しくなります。難病患者さんは特別な薬を使用している場合や医療的なケアが必要な方もあります。少なくとも 1 週間分以上、必要な医薬品や医療材料を備蓄しておきましょう。

また、お薬手帳等、使用している薬がわかるものを持ち出せるように準備しておきましょう。

ウ 普通食の摂食が困難な方



避難先には摂食困難者に適した非常食が用意されているとは限りません。必要に応じて摂食用具や嚥下補助剤を準備しておきましょう。経管栄養剤（栄養食）等も調達が難しくなる危険性がありますので、少なくとも 1 週間分以上備蓄しておきましょう。

エ 在宅人工呼吸器療法中の方

- ・停電時の医療機器の取り扱いには特定の介護者だけでなく、複数の人が実施できるようにしておきましょう。
- ・人工呼吸器指示書のコピーは必ず取っておき、避難するときに持ち出せるようにしておきましょう。
- ・人工呼吸器の内部バッテリーの持続時間を調べておき、外部バッテリーも準備しておきましょう。外部バッテリーの充電も確認しておきましょう。
- ・人工呼吸器が使えなくなった場合に備えて、バックバルブマスク（蘇生バック）は、必ず用意しておきましょう。普段から使用方法を複数の人で確認しておきましょう。
- ・吸引器を使用している場合は、手動式・足踏み式等の電源が必要ない吸引器を準備しておきましょう。
- ・あらかじめ電力会社との連絡方法を確認しておくとい良いでしょう。

中部電力

一宮営業所	稲沢市（平和町以外）	0120-929-708	北営業所	清須市（旧春日町） 北名古屋、豊山町	0120-929-116
津島営業所	稲沢市平和町	0120-929-475			
中村営業所	清須市（旧春日町以外）	0120-929-467			



備蓄品の例（ご自分の状況に応じて1週間分以上準備をしましょう）

人工呼吸器指示書		バックバルブマスク（蘇生バック）	
パルスオキシメータ		予備の呼吸器回路一式	
気管カニューレ		予備吸引チューブ	
ガーゼ・アルコール綿		滅菌グローブ	
蒸留水		消毒薬	
外部バッテリー		自家発電の装置、変圧器	
手動式・足踏み式・充電式等の吸引器		50mlの注射器	
布製のガムテープ（ホース補強用）			

オ 在宅酸素療法中の方

- ・介護者は、あらかじめ在宅酸素療法に関する研修を受け、緊急時には酸素ボンベへの切り替えができるようにしておきましょう。
- ・火気厳禁のため、災害時には火気には細心の注意を払い、周囲にも理解を求めておきましょう。避難所に避難した時には避難所の管理者に連絡しましょう。

備蓄品の例（ご自分の状況に応じて1週間分以上準備をしましょう）

在宅酸素指示書		予備の酸素ボンベとキャリー	
カニューレ		延長チューブ	



10 参考資料

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から、334～338は令和3年11月から医療費助成を開始)

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロー・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人ステル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症

番号	病名
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症
74	下垂体性PRL分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
103	CFC症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から医療費助成を開始)

番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠伸てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群

番号	病名
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ボルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腫黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髓炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(1～110は平成27年1月から、111～306は同年7月から、307～330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332～333は令和元年7月から医療費助成を開始)

番号	病名
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膵炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクロームスてんかん
310	先天異常症候群

番号	病名
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

引用: 指定難病病名一覧表(厚生労働省HPより)



令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾患）

● 新たに対象となる疾病（6疾患）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾患）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカレディ症候群	41	黄色粘帯骨化症	81	クリオペリン関連週期熱症候群
2	アイザクス症候群	42	黄斑ジストロフィー	82	クッペル・レノノー・ウェーバー症候群
3	I g A 腎症	43	大田原症候群	83	クルーゾン症候群
4	I g G 4 関連疾患	44	オクシビタル・ホーン症候群	84	グルコーストランスporter-1 欠損症
5	亜急性硬化性全脳炎	45	オスラー病	85	グルタル酸血症1型
6	アジソン病	46	カーニー複合	86	グルタル酸血症2型
7	アッシャー症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	87	クロウ・深癩症候群
8	アトピー性脊髄炎	48	潰瘍性大腸炎	88	クローネ病
9	アペール症候群	49	下垂体前葉機能低下症	89	クロンカイト・カタジ症候群
10	アミロイドーシス	50	家族性地中海熱	90	癌拳重構型（二相性）急性脳症
11	アラジール症候群	51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）●	91	結節性硬化症
12	アルポート症候群	52	家族性良性慢性性天疱瘡	92	結節性多発動脈炎
13	アレキサンダー病	53	カナパン病	93	血栓性血小板減少性紫斑病
14	アンジェルマン症候群	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アグネ症候群	94	限局性皮膚異形成
15	アントレー・ピカスラー症候群	55	歌舞伎症候群	95	原発性局所多汗症
16	イソ吉草酸血症	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	96	原発性硬化性胆管炎
17	一急性ネフローゼ症候群	57	カルニチン回路異常症	97	原発性高脂血症
18	一急性膿性増殖性糸球体腎炎	58	加齢黄斑変性○	98	原発性網膜硬化症
19	1 p 36欠失症候群	59	肝型糖尿病	99	原発性胆汁性胆管炎
20	遺伝性自己炎症疾患	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	100	原発性免疫不全症候群
21	遺伝性ジストニア	61	環状20番染色体症候群	101	顕微鏡的大腸炎○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	62	関節リウマチ	102	顕微鏡的多発血管炎
23	遺伝性脾炎	63	完全大血管転位症	103	高IgD症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	64	眼皮膚白皮症	104	好酸球性消化管疾患
25	ウィーバー症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
26	ウリアムズ症候群	66	ギヤロウエイ・モント症候群	106	好酸球性副鼻腔炎
27	ウィルソン病	67	急性壊死性脳症○	107	抗糸球体基底膜腎炎
28	ウエスド症候群	68	急性網膜壊死○	108	後縦帯骨化症
29	ウエルナー症候群	69	球脊髄性筋萎縮症	109	甲状腺ホルモン不応症
30	ウオルラム症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	110	拘束型心筋症
31	ウリリッヒ病	71	強直性脊椎炎	111	高チロシン血症1型
32	HTLV-1 関連脊髄症	72	巨細胞性動脈炎	112	高チロシン血症2型
33	ATRX 症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	113	高チロシン血症3型
34	ADH 分泌異常症	74	巨大動脈奇形（顔部顔面又は四肢病変）	114	後天性赤芽球病
35	エース・ダブロス症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	115	広範脊柱管狭窄症
36	エプスタイン症候群	76	巨大リンパ管奇形（顔部顔面病変）	116	膝橋滴状角膜ジストロフィー
37	エプスタイン病	77	筋萎縮性側索硬化症	117	抗リン脂質抗体症候群
38	エマエル症候群	78	筋型糖尿病	118	コケイン症候群
39	遠位型ミオパシー	79	筋ジストロフィー	119	コステロ症候群
40	円錐角膜○	80	クッシング病	120	骨形成不全症

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾患）

● 新たに対象となる疾病（6疾患）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾患）

疾病名		番号	疾病名	番号	疾病名	
121	骨髄異形成症候群	○	161	進行性核上性麻痺	201	先天性ミオパチー
122	骨髄線維症	○	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	202	先天性無痛無汗症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症		163	進行性骨化性線維異形成症	203	先天性葉酸吸収不全
124	5p欠失症候群		164	進行性多量性白質脳症	204	前頭側頭葉変性症
125	コフィン・シリウス症候群		165	進行性白質脳症	205	早期ミオクロニ－脳症
126	コフィン・ローリー症候群		166	進行性ミオクロ－ヌスでんかん	206	総動脈幹遺残症
127	混合性結合組織病		167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	207	総排泄腔遺残
128	鯉耳腎症候群		168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	208	総排泄腔外反症
129	再生不良性貧血		169	スター・ジ・ウェーバー症候群	209	ソトス症候群
130	サイトメガロウイルス角膜炎	○	170	スティール・ワグネル・ジョンソン症候群	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
131	再発性多発軟骨炎		171	スミス・マギニズ症候群	211	第14番染色体父親性ダイミ－症候群
132	左心低形成症候群		172	スモン	212	大脳皮質基底核変性症
133	サルコイドーシス		173	脆弱X症候群	213	大理石骨病
134	三尖弁閉鎖症		174	脆弱X症候群関連疾患	214	ダウン症候群
135	三頭筋欠損症		175	成人スチル病	215	高安動脈炎
136	CFC症候群		176	成長ホルモン分泌亢進症	216	多系統萎縮症
137	シェーグレン症候群		177	脊髄空洞症	217	タナトフォリック骨異形成症
138	色素性乾皮症		178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	218	多発血管炎性肉芽腫症
139	自己免疫食空間性ミオパチー		179	脊髄髄膜瘤	219	多発性硬化症／視神経脊髄炎
140	自己免疫性肝炎		180	脊髄性筋萎縮症	220	多発性軟骨性外骨腫症
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※)	●	181	セヒアブリン還元酵素 (SR) 欠損症	221	多発性嚢胞腎
142	自己免疫性溶血性貧血		182	前眼部形成異常	222	多脾症候群
143	四肢形成不全	○	183	全身性エリテマトーデス	223	タンジール病
144	シトステロール血症		184	全身性強皮症	224	単心室症
145	シトリン欠損症		185	先天異常症候群	225	弾性線維性仮性黄色腫
146	紫斑病性腎炎		186	先天性横隔膜ヘルニア	226	短腸症候群
147	脂肪萎縮症		187	先天性核上性球麻痺	227	胆道閉鎖症
148	若年性特発性関節炎		188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	228	運発性内リンパ水腫
149	若年性肺炎腫		189	先天性魚鱗癬	229	チャー・ジ症候群
150	シャルコー・マリー・トウース病		190	先天性筋無力症候群	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
151	重症筋無力症		191	先天性グリコシルホスファチシルイノシトル (GPI) 欠損症	231	中毒性表皮壊死症
152	修正大血管転位症		192	先天性三尖弁狭窄症	232	腸管神経節細胞減少症
153	ジュベール症候群関連疾患		193	先天性腎性尿崩症	233	TSH分泌亢進症
154	シュワルツ・ヤンベル症候群		194	先天性赤血球形成異常性貧血	234	TNF受容体関連週回性症候群
155	徐波睡眠時持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		195	先天性僧帽弁狭窄症	235	低スファターゼ症
156	神経細胞移動異常症		196	先天性大脳白質形成不全症	236	天疱瘡
157	神経軸索スワロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		197	先天性肺静脈狭窄症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
158	神経線維腫症		198	先天性風疹症候群	238	特発性拡張型心筋症
159	神経フレイン症		199	先天性副腎低形成症	239	特発性間質性肺炎
160	神経有棘赤血球症		200	先天性副腎皮質酵素欠損症	240	特発性基底核石灰化症

(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾患）

● 新たに対象となる疾病（6疾患）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
241	特発性血小板減少性紫斑病	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	284	ヒッカーズ病/胆管癌	326	慢性血栓性肺高血圧症
243	特発性後天性全身性無汗症	285	非典型型溶血性尿毒毒症候群	327	慢性再発性多発性骨髄炎
244	特発性大腿骨頭壊死症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	328	慢性肺炎
245	特発性多中心性性芽生腫瘍	287	皮膚筋炎／多発性筋炎	329	慢性特発性慢性腸閉塞症
246	特発性門脈圧亢進症	288	びまん性汎細気管支炎	330	ミオクロニー欠伸てんかん
247	特発性側面性感覚難聴	289	肥満低換気症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
248	突発性難聴	290	表皮水疱症	332	ミトコンドリア病
249	ドラベ症候群	291	ヒルシウスブルグ病（全結腸型又は小腸型）	333	無虹彩症
250	中條・西村症候群	292	VATER症候群	334	無脚症候群
251	那須・ハコラ病	293	アファア-症候群	335	無βリボタンパク血症
252	軟骨無形成症	294	フロロ-四徴症	336	メーブルシロップ尿症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	295	ファンクニ-貧血	337	メチルグルタコン酸尿症
254	22q11.2欠失症候群	296	封入体筋炎	338	メチルマロン酸血症
255	乳幼児肝巨大血管腫	297	フェニルケトン尿症	339	メウズ症候群
256	尿素サイクル異常症	298	フォンタン術後症候群	340	メンケス病
257	ヌーナン症候群	299	複合カルボキセラ-ゼ欠損症	341	網膜色素変性症
258	ネイルパテラ症候群（Ⅱ型/Ⅲ型/Ⅳ型）/LMX1B関連腎症	300	副甲狀腺機能低下症	342	もやもや病
259	ネブロン病	301	副腎白質ジストロフィー	343	モック・ウィルソン症候群
260	脳クレアチン欠乏症候群	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	344	薬剤性過敏症候群
261	脳腫瘍黄色腫	303	プラウ症候群	345	ヤング・シンブソン症候群
262	脳表ヘモジリン沈着症	304	ブラダー・ウィルソン症候群	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
263	膿疱性乾癬	305	プリオン病	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
264	囊胞性線維症	306	プロピオン酸血症	348	4p欠失症候群
265	バーキンソン病	307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	349	ライソソーム病
266	バージャー病	308	閉塞性細気管支炎	350	ラスムッセン脳炎
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	309	β-ケトオキサ-ゼ欠損症	351	ランゲルハース細胞組織球症
268	肺動脈性肺高血圧症	310	ペーチャット病	352	ランドウ・クルファナー症候群
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	311	ペスレミアミオパシー	353	リジン尿性蛋白不耐症
270	肺胞低換気症候群	312	ペリト-起因性血小版減少症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
271	リッヂンソン・ギルフォード症候群	313	ヘモグロミアス	355	両大血管右室起始症
272	バッド・キアリ症候群	314	ベリー-症候群	356	リンパ管腫症/ゴールム病
273	ハンチントン病	315	ペル-シンド角膜炎縁変性症	357	リンパ管筋腫症
274	汎発性特発性骨増殖症	316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
275	P C D H 19 関連症候群	317	片側巨脳症	359	ルビンジュタイン・ティビ症候群
276	非ケト-シス型高グリシン血症	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	360	レーバ遺伝性精神障害
277	肥厚性皮膚膿瘍症	319	芳香族シ-アミ/酸脱炭酸酵素欠損症	361	レシチンコレステロールアルトランスフェラーゼ欠損症
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	321	ホモシスチン尿症	363	レット症候群
280	肥大型心筋症	322	ポリフィリン症	364	レノックス・ガスト-症候群
281	左肺動脈右肺動脈起始症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	365	ロスマンド・トムソン症候群
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	324	マルファン症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

注）疾病名の表記が変更になる可能性がある

引用：障害者総合支援法の対象疾患（難病等）の見直しについて（厚生労働省HPより）

～主な非常持ち出し用品と備蓄品チェックリスト～

備蓄品は、最低 3 日分、できれば 1 週間分を目安に準備することが望ましいとされています。

医療関係

健康保険証		特定医療費受給者証・自己負担上限額管理票（お持ちの方）	
障害者手帳・介護保険証（お持ちの方）			
お薬手帳		薬、栄養剤等	
救急薬品		マスク	

保清

着替え		タオル、ハンカチ	
ティッシュペーパー		ウェットティッシュ	
おむつ		簡易トイレ	
水のいらないシャンプー			

食料・飲料等

食料（ご自分の病状に合わせたもの）		飲料水（水 1 人 1 日 3 リットルが目安）	
箸、皿、コップ、スプーン		ラップ	
給水用ポリタンク			

情報連絡等

携帯ラジオ		携帯電話	
連絡先リスト		乾電池、充電器	

その他

懐中電灯		ライター・マッチ	
軍手		ヘルメット	
雨具・防寒具		ビニール袋（大・小）	
現金・貴重品		ロープ	
携帯用カイロ			

ご自分の状況に応じて必要な物を追加して
チェックしてみてください。





発行／令和4年6月（第2版）
編集／愛知県清須保健所

〒452-0961 愛知県清須市春日振形129
TEL 052-401-2100
FAX 052-401-2113

この冊子の内容は発行時点のものであり、制度改正等により
その内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。